

# 令和7年度 冬季休業中の生活心得

## 1 学習について

- ・宿題・課題は、計画的に取り組むこと。
- ・2学期の不振科目の克服に取り組むこと。

## 2 部活動について

- ・学校施設を利用した際には、美化に努め、消灯、戸締まりを確實に行うこと。
- ・顧問不在での活動は認めない。登校時間、下校時間を確認し活動すること。

## 3 交通安全について

- ・令和6年11月1日から、改正道路交通法が施行され、自転車運転中の携帯電話使用等が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
- ・交通ルールを守り、事故に遭わないように細心の注意を払うこと。
- ・自転車の二人乗り、並進、傘差し運転、携帯電話をしながらの運転、イヤホン着用での運転、無灯火運転等は禁止する。思いやりを持った運転をすること。
- ・事故に遭遇した場合は、その場で警察に連絡をすること。
- ・無断での運転免許取得や乗車（無免許乗車）は厳禁とする。同乗もしないこと。
- ・自転車通学時のヘルメット着用に努めること。
- ・電動킥보드による通学は、禁止する。

## 4 アルバイトについて

- ・原則として、禁止する。

## 5 社会生活について

- ・問題行動（飲酒・喫煙・薬物など）、反社会的行動（万引き・窃盗など）、無断外泊、深夜徘徊、不健全な娯楽場への出入りなどは絶対しないこと。
- ・常に市高生としての自覚を持ち、身だしなみを整え、頭髪の染色、脱色、パーマ等は絶対にしないこと。
- ・家庭の中では、積極的に普段できない家事などの手伝いを行うこと。

## 6 健康管理について

- ・新型コロナウィルス、インフルエンザの感染予防のため、手洗い、うがいを徹底すること。
- ・生活リズムの乱れや 健康管理には特に気をつけること。

## 7 携帯電話等について

- ・携帯電話やスマートフォンなどでのインターネットの利用やSNS・メールのやりとりでは、他人を傷つけたりしないよう慎重に行うこと。
- ・インターネットやSNSなどは、個人情報の漏洩や著作権の侵害、誹謗中傷等の書き込みなど情報モラルを守るという意識をしっかりと持つこと。
- ・相手のわからないメールなどは、むやみに返信することや、開かないよう気を付けること。

## 8 その他

- ・登下校時には制服を着用すること。自転車は必ず駐輪場に置くこと。
- ・部活動などで、校舎・施設等を利用する場合は、必ず顧問に付き添ってもらうこと。
- ・ボランティア活動や地域社会の活動には、積極的に参加すること。
- ・学校、家庭、友人関係等で悩みのある人は、学校教育相談、少年愛護センターを利用しよう。
- ・1月8日（木）通常通り登校 始業式  
ブレザー、白のカッターシャツにネクタイ・リボンを着用すること。

★学校(事件や事故に巻き込まれた場合は必ず連絡をすること)	072-772-2040
★伊丹市立少年愛護センター	072-770-8742
★伊丹警察署	072-771-0110
★阪神北少年サポートセンター	072-784-7820
★神戸いのちの電話	078-371-4343
★消費者ホットライン	188(いやや)